

学校法人 電子開発学園

「 ガバナンス・コード 」

目 次

第1章 私立学校の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	1
1-1 建学の理念	1
1-2 教育と研究の目的・特色	2
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	4
2-1 理事会	4
2-2 理事	4
2-3 監事	5
2-4 評議員会	6
2-5 評議員	7
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	8
3-1 北海道情報大学	8
3-2 北海道情報専門学校	8
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	9
4-1 学生に対して	9
4-2 教職員等に対して	9
4-3 社会に対して	10
4-4 危機管理及び法令遵守	10
第5章 透明性の確保（情報公開）	11
5-1 情報公開の充実	11

第1章 私立学校の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立学校の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立学校は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立学校は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人電子開発学園（以下、「本学園」という。）は、設置する北海道情報大学及び北海道情報専門学校が、建学の理念に基づく私立学校としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した私立学校づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学園の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の理念

(1) 建学の理念

建学の理念は次のとおりです。

- ①北海道情報大学 「情報化社会の新しい大学と学問の創造」
- ②北海道情報専門学校 「IT人材育成に関する国策の推進役を担うとともに、IT企業が求める実践的なIT人材を育成することにより、情報化社会の進展に寄与する」

(2) 使命・目標

使命・目標は次のとおりです。

本学園は、IT社会の到来を告げる国際情報化の幕開けに先駆け、「産学協同の精神の下、豊かな国際性、創造力ある人間性を涵養し、実学に裏付けられた実践的な専門教育を通して、我が国の国際情報通信社会の進展に貢献する高度情報通信技術者を育成する。」ことを使命としています。

北海道情報大学は、「情報」を核にその応用範囲を広げていく「情報の私立学校」としてIT社会の発展に寄与するために、以下の機能を果たすことを目標としています。

- ・情報を核とする高度な専門職業人養成機能
- ・国際性と豊かな人間性を育む教養教育機能
- ・情報に関わる通信教育の拠点機能
- ・地域貢献・産学連携機能

特に、「Quality First」をミッションとして教育の質を向上させ、主体性を持った高度ITプロフェッショナルの育成を目指すこととしています。

また、平成23年度から5年毎に策定している中期目標における「大学の目標」として、IT社会の発展に寄与するために、建学の理念「情報化社会の新しい大学と学問の創造」に基づき、大学が果たすべき機能として、上記4つの機能を更に強化するとともに、大学の「教育目的」について引き続きこれらの周知を図り、今後も大学に対する社会からの要請を真摯に受け止め、必要な場合には更なる見直しを進めます。

1-2 教育と研究の目的・特色

(1) 建学の理念に基づく教育目的等

本学園の建学の理念に基づく、教育目的・特色は次のとおりです。

①北海道情報大学

本学の目的は、教育基本法に基づき学校教育法の定めるところに従い、国際情報化・高度情報通信社会の進展に適応した広い分野の知識と専門の学術を深く教授研究するとともに、情報メディアを駆使し、実践的教育並びに人格教育を通して、豊かな知性と国際感覚及び応用的能力を兼ね備えた有為の人材を育成し、もって学術・文化の向上と人類社会の発展に寄与することです。

21世紀において、われわれを取り巻くすべての社会構造は今やIT抜きでは成り立ちません。このような状況に鑑み、本学の教育では、明日の高度情報通信社会の担い手にふさわしい情報技術と知識、及びそれを支える幅広い教養と各種専門分野にまたがる知識の習得に裏打ちされた高度IT技術者を育成することを目標に掲げています。また、国際情報化に適応できる国際性豊かな人材、情報に付加価値を生み出す幅広い教養、感受性、モラル、コミュニケーション能力を備えた人間力に優れた人材を育成することを目指しています。

- ・生涯にわたって自ら主体的に学ぶ力を育成する自己啓発教育
- ・IT社会に役立つ高度な情報技術と専門知識を身につける実践教育
- ・国際感覚やモラルなど豊かな人間性を養う人格教育
- ・コミュニケーションとプレゼンテーション能力を涵養する自己表現啓発教育
- ・自ら問題を見つけ出し、その解決のために自身で工夫できる問題発見・解決能力育成教育
- ・知識のみではなく生きるための知恵を啓発する全人教育

本学の特色は、次のとおりです。

- ・現代社会の全てのコア技術であるITを基盤とした各種専門分野のカバー
- ・最先端の研究と教育を可能にする産・学・研トライアングル
- ・e-Learningや遠隔授業を含む最新の通信教育システム
- ・全国の情報専門学校との提携による情報教育ネットワーク
- ・公開講座活動や施設開放による地域に開かれた学校

②北海道情報専門学校

技術進歩の目まぐるしい時代においては、過去の技術に固執するのではなく、常に新しい技術を取り入れた教育によるIT技術者の育成が重要な課題となります。

本学では最新の技術を身に付けたプログラマやシステムエンジニアはもちろんのこと、ネットワークやセキュリティにも精通した人材を育成する体制を作り上げています。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会や点検評価委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・学校運営に努めています。
- ③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役

割を一層重視します。

⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

⑥中期的な計画に盛り込む内容例

ア 学校の目標

イ 教育に関する目標

ウ 研究及び社会連携に関する目標

エ 管理運営に関する目標

オ 財務に関する目標

カ 自己点検評価、外部評価及び情報提供

(3) 本学園の社会的責任等

①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学園の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。

②学生を最優先に考え、文部科学省、北海道、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。

③本学園の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別解消の推進、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

本学園は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、本学園は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、本学園の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本学園は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

①意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、本学園の経営強化を念頭に置き業務を決し、理事の職務執行を監督します。

②理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

イ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③理事及び運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び本学園の運営責任者（学長、副学長、学部長、校長）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に本学園の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑤役員（理事・監事）は(ア)その任務を怠り、本学園に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑥役員（理事・監事）が本学園又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑦役員（理事・監事）の本学園に対する責任が加重とならないよう、損害賠償責任の減免について、寄附行為に規定しています。

⑧理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

①理事長は、本学園を代表し、その業務を総理します。

②理事長を補佐する理事として、常務理事を置きます。

③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。

④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本学園のため忠実にその職務を行います。

⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

- ⑥理事は、本学園に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦本学園と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学園の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ②外部理事は、本学園の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ②監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③監事は、本学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④監事は、本学園の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会に報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤監事は、理事の行為により本学園に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ②監事は2名置くこととします。
- ③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

①監事は、寄附行為に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

①監事、公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。

②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

③監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。

④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

①予算及び事業計画

②事業に関する中期的な計画

③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

④役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の業務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準

⑤予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄

⑥寄附行為の変更

⑦合併

⑧目的たる事業の成功の不能による解散

⑨寄附金品の募集に関する事項

⑩その他この法人の事務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、本学園の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ②評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 本学園の職員のうちから、理事会において選任された者
 - イ 本学園の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者
 - ウ 学識経験者（職員及び本学園の設置する学校を卒業した者を除く。）のうちから理事会において選任された者
- ③本学園の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとします。

(2) 評議員へのサポート

- ①本学園は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 北海道情報大学

学長の任免は、学校法人電子開発学園北海道情報大学学長の選考に関する規程に基づき、「理事会の承認を得て任命する。」とあり、学校法人電子開発学園管理運営規則において、「学長は、大学の校務を掌り、所属教職員を指導監督し、この大学を代表する。」としています。

（1）学長の責務（役割・職務範囲）

①学長は、学則第1条に掲げる「「情報化社会の新しい大学と学問の創造」を建学の理念とし、教育基本法に基づき学校教育法の定めるところに従い、国際情報化・高度情報通信社会の進展に適応した広い分野の知識と専門の学術を深く教授研究するとともに、情報メディアを駆使し、実践的教育並びに人格教育を通して、豊かな知性と国際感覚及び応用的能力を兼ね備えた有為の人材を育成し、もって学術・文化の向上と人類社会の発展に寄与することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。

②所属教職員が、学長方針、中長期計画、経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

（2）学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

①大学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人電子開発学園管理運営規則において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、理事会における特命事項を掌理する。」とし、職務権限も同規則に定めています。

②学部長の役割については、学校法人電子開発学園管理運営規則において「学部長は、その学部の事項について学長を補佐する。」としています。

（3）教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については各学部等の教授会規程及び教授会等の審議事項に係る申合せに定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

3-2 北海道情報専門学校

（1）校長の責務（役割・職務範囲）

①校長は、教育理念「IT人材育成に関する国策の推進役を担うとともに、IT企業が求める実践的なIT人材を育成することにより、情報化社会の進展に寄与する。」を実現するため、リーダーシップを発揮し、学校を統括し、所属教職員を統督します。

②所属教職員が、運営方針、校長の方針、経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立学校は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の理念に基づき自律的に教育事業を担う本学園は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部・学科等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。また、学修成果の評価の方針については、アセスメント・ポリシーを明確にします。

①学部・学科ごとの3つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による本学園の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学園の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

①ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを行います。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

②スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

①認証評価

平成16年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

②産学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての本学園の役割を果たすとともに、産学の結節点として機能します。

③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

ア 学生・生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

(2) 法令遵守のための体制整備

①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という）を遵守するよう組織的に取り組めます。

②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立学校は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立学校は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、本学園の目的は教育、研究、社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営、教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

①教育・研究に資する情報公表

ア 教育研究上の目的

イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

オ 学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）

カ 教育研究上の基本組織

キ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

ク 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

ケ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

コ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準

サ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

シ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用

ス 本学園が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

セ 学生が修得すべき知識及び能力

②本学園に関する情報公表

ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書

イ 寄附行為

ウ 監事の監査報告書

エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）

オ 役員報酬に関する基準

カ 事業報告書

1) 法人の概要

本学園の住所・連絡先

理事・監事・評議員の氏名

2) 事業の概要

主な事業の目的・計画及びその進捗状況

3) 財務の概要

収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況（経年比較等を活用）

経営改善に取り組んでいれば、その改善策

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

(3) 情報公開の工夫等

①上記（1）②の本学園に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。

②公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

③公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

改訂履歴

1. 令和5年4月1日 制定